

新型コロナワクチンの接種(1・2回目)を希望される方は 広報さかわ12月号の裏表紙をご覧ください

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)が始まります

新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目)につきましては、医療従事者等から順次接種が開始されています。3回目接種は、2回目の接種から原則8か月経過後に接種が可能となります。佐川町では、8か月に達する日の概ね1か月前に、3回目接種に必要な接種券等を発送することとしておりますので、お手元に接種券封筒が届いた方は、接種の日まで大切に保管してください。

(例) 令和3年6月に2回目接種→令和4年2月に8か月到来→令和4年1月に接種券等発送

○接種予約について

町内医療機関での3回目接種の予約につきましては、原則として2回目を接種した医療機関で接種していただくこととし、日時につきましても各医療機関において調整した日時をお知らせする形式で検討しております。

接種に関する最新情報につきましては、町公式LINEアカウントや町HPでお知らせしますとともに、接種券封筒に同封するチラシでもお知らせすることとしておりますので、そちらからご確認ください。

※新型コロナウイルスワクチンを2回接種した後で佐川町へ転入された方につきましては、佐川町に転入前の接種記録が共有されていないため、そのままでは接種券等が発行されません。3回目接種用の接種券等が必要な方は、佐川町健康福祉課地域ふれあい係まで申請が必要となりますので、お気を付けてください。

☎ 健康福祉課 0120-567-824 (新型コロナ専用フリーダイヤル)
ワクチンに関する心配ごとなども、お気軽にお電話ください。

令和3年度高齢者インフルエンザワクチン 定期接種期間延長について

このたび、厚生労働省より医療機関へのワクチン供給が令和4年1月以降も継続する可能性が示されたことから、**県内全市町村一律に今年度の定期接種の対象者^{※1}について、令和4年1月31日まで接種期間を延長することとなりました。**

つきましては、令和4年1月31日までの期間において、高齢者インフルエンザワクチンの定期接種を希望される対象者^{※1}は、自己負担1,100円で接種することができますのでお知らせします。

- ※1 対象者 (接種期間の延長のみで、対象者の範囲は変更ありません)
- ① 令和3年12月31日までに65歳以上となった者
 - ② 令和3年12月31日までに60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

接種期間の延長に伴い、自己負担金免除証明書の有効期間も**令和4年1月31日**となります。現在、有効期間が『令和3年12月31日』までの自己負担金免除証明書をお持ちの方につきましては、有効期間は『**令和4年1月31日**』と読み変えてご利用していただきますようよろしくお願い申し上げます。

☎・自己負担金免除証明申請窓口 健康福祉課 地域ふれあい係 電話 22-7716